

令和6年度

監査の概要

新潟市監査委員事務局

(令和7年6月)

目 次

I 監査の概要

1. 監査委員とは	1
2. 新潟市の監査委員	1
3. 監査等の種類	3
4. 監査の基準	5
5. 監査結果の処理	6
6. 監査結果に基づく市長等の措置	6
7. 監査の流れ（定期監査）	7

II 令和6年度 監査等の結果

1. 定期監査（財務等監査・行政監査、工事監査）	8
2. 財政援助団体等監査	16
3. 令和5年度 決算審査	19
4. 令和5年度 基金運用状況審査	33
5. 令和5年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査	34
6. 令和5年度 内部統制評価報告書審査	36
7. 例月現金出納検査	38
8. 住民監査請求に基づく監査	38
9. 請求等に基づく監査	39
10. 包括外部監査	39

III 参考

1. 関係法令・例規	40
2. 用語の解説	41

I 監査の概要

1. 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される、地方公共団体の長から独立した独任制⁽¹⁾の執行機関です。

監査委員は常に公正不偏の態度を保持し、主に地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することを職務としています。

2. 新潟市の監査委員

監査委員は、行政運営に関し識見を有する者及び市議会議員のうちから市長が市議会の同意を得て選任します（地自法196）。

監査委員の任期は、識見の監査委員は4年、議選の監査委員は議員の任期によります（地自法197）。

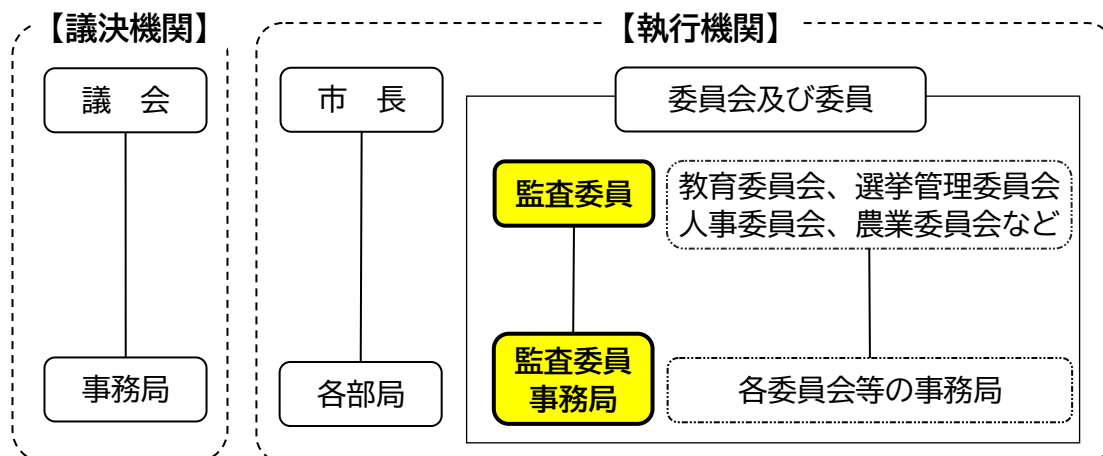
本市の監査委員は次の4名です。

区 分		氏 名	就任年月日	備 考
識見委員	常 勤	古俣 誉浩	令和4年 4月 1日	代表監査委員
	非常勤	伊藤 秀夫	令和3年10月 1日	弁護士
議選委員	非常勤	細野 弘康	令和7年 5月24日	市議会議員
	非常勤	中山 均	令和7年 5月24日	市議会議員

（令和7年6月現在）

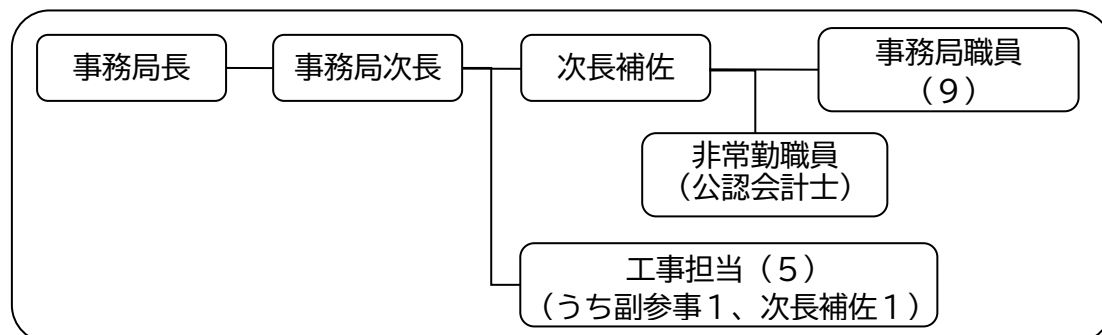
(1) 監査委員の位置づけ

監査委員は、教育委員会や選挙管理委員会、人事委員会と同様に、地方公共団体に法律で設置が義務付けられた執行機関です（地自法１８０の５Ⅰ）。



(2) 監査委員事務局について

監査委員を補助するため、事務局が置かれています（地自法２００）。



※表中の（ ）内の数字は職員数。ただし数字がない場合は１名。

このほかに会計年度任用職員１名。（令和７年４月現在）

【所掌事務】

- ・ 定期監査等監査に関すること
- ・ 出納検査に関すること
- ・ 決算審査等に関すること
- ・ 健全化判断比率等審査に関すること
- ・ 内部統制評価報告書の審査に関すること
- ・ 外部監査人の監査に関すること

3. 監査等の種類

市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保することを目的として、監査や審査、検査を行っています。

監査等の種類には、次のようなものがあります。

(1) 定期的に行う監査等

種 別	概 要	関係法令等
定期監査 (財務等監査) (工事監査)	市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査 市の建設事業に係る設計、積算や施工等についての技術面からの監査	地自法 1 9 9 I、IV
決算審査	市長から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計（下水道事業会計、水道事業会計、病院事業会計）の決算書等に基づく決算の審査	地自法 2 3 3 II 地公企法 3 0 II
基金の運用状況審査	市長から提出された基金（定額運用基金）の運用状況調書の審査	地自法 2 4 1 V
健全化判断比率・資金不足比率審査	市長から提出された健全化判断比率 ⁽²⁾ 及び資金不足比率 ⁽³⁾ 算定の審査	地公財健法 3 I、2 2 I
内部統制評価報告書審査	市長から提出された内部統制評価報告書の審査	地自法 1 5 0 V
例月現金出納検査	現金の出納について、毎月例日を定めて行う検査	地自法 2 3 5 の 2 I

(2) 必要時に行う監査

種 別	概 要	関係法令
行政監査	市の事務の執行が、合理的、効率的に行われているか、法令等に従って適正に行われているかについての監査	地自法 1 9 9 II
財政援助団体等に対する監査	市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査	地自法 1 9 9 VII
随時監査	定期監査のほか、必要に応じて行う、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査	地自法 1 9 9 I、V

(3) 市民等の請求・要求により行う監査

種 別	概 要	関係法令
住民監査請求に基づく監査	住民からの監査請求により行う監査	地自法 2 4 2

※その他、住民の直接請求に基づく監査（地自法 7 5）、議会の請求に基づく監査（地自法 9 8 II）、市長の要求に基づく監査（地自法 1 9 9 VI）等。

(4) 外部監査人による監査

種 別	概 要	関係法令
包括外部監査	監査委員による監査とは別に、包括外部監査人が、自治体の財務事務や財政援助を行っているものについて、テーマを決めて行う監査	地自法 2 5 2 の 3 7

4. 監査の基準

前記の各種監査等は、新潟市監査委員監査基準に基づいて実施しています。以下はその主な内容の抜粋です。

- 新潟市監査委員監査基準は、地方自治法１９８条の３第１項に規定する監査基準であり、本基準に従って監査、検査及び審査並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施する。（基準２）
- 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。そのリスクの内容及び程度を検討にあたっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断する。（基準７）
- 監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性も考慮するものとする。（基準１５Ⅱ）
 - ・ 合規性 … 法令等に従って適正に処理されているか
 - ・ 経済性 … より少ない経費で、同様の効果が得られないか
 - ・ 効率性 … 同じ経費で、より大きな効果が得られないか
 - ・ 有効性 … 事務事業が所期の目的を達成し、効果を上げているか
- 監査委員は、監査結果に係る報告の内容、報告に添える意見の内容、報告に係る勧告の内容などについて、監査委員全員の連名で速やかに公表するものとする。（基準２３）

5. 監査結果の処理

監査により検出された事項は、概ね以下の6つの処理区分に整理します。このうち「勧告」、「指摘事項」、「意見」に該当する事項については、監査結果を公表し措置を求めます。

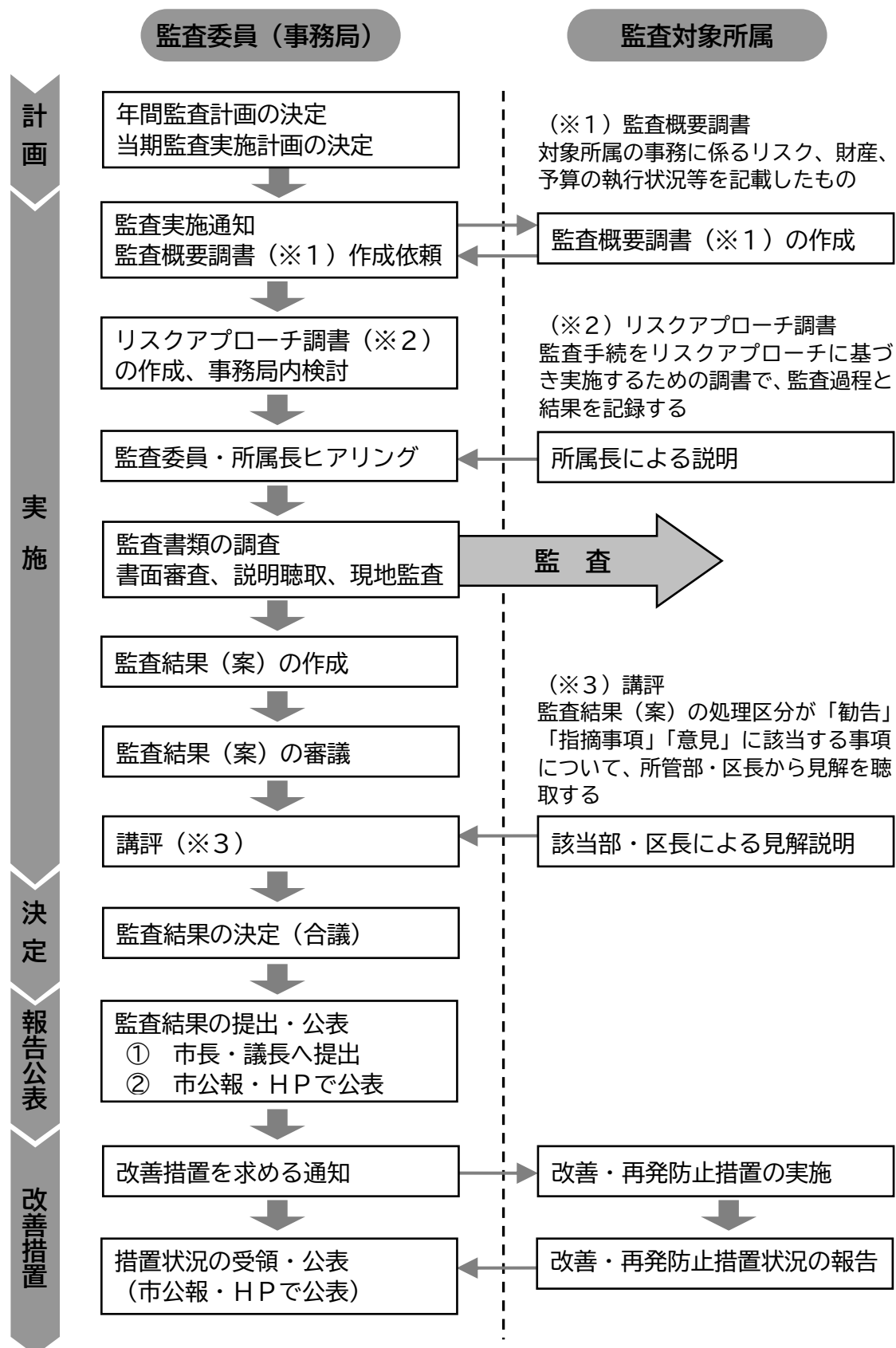
- | | |
|--------|---|
| ① 勧告 | 指摘事項に該当する事項のうち、特に措置を講ずる必要があると認める場合、又は監査結果で指摘事項として報告したものについて、特に措置を講ずる必要があると認める場合（地自法199XI） |
| ② 指摘事項 | 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、その程度が著しい又は重大であり、是正若しくは改善を求める事項（地自法199IX） |
| ③ 注意事項 | 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、是正若しくは改善を求める事項、及びその他特に注意する事項 |
| ④ 指導事項 | 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、是正若しくは改善を求める事項のうち軽易なもの、及びその他特に指導する事項 |
| ⑤ 現状確認 | 検出事項のうち、その後の進捗や結果について次回監査で確認するもの |
| ⑥ 意見 | 組織及び運営の合理化に資するために示す見解で、監査委員の見解として公表するもの（地自法199X） |

6. 監査結果に基づく市長等の措置

監査結果に基づき、市長等の関係機関が改善等の措置を講じたときは、監査委員にその内容を通知するとされています。

監査委員は、実施した監査の実効性を確保するため、監査の実施後、措置の実施状況を確認しており、「勧告」「指摘事項」「意見」に該当した事項の措置内容を公表しています（地自法199XIV、XV）。

7. 監査の流れ（定期監査）



Ⅱ 令和6年度 監査等の結果

掲載している監査等の結果の全文はホームページからご覧になれます。

「令和6年度監査結果 新潟市」で検索してください。

(<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/kansa/kansa/kansa20240502.html>)

1. 定期監査（財務等監査・行政監査、工事監査）

（1）財務等監査・行政監査

財務等監査は、市の財務に関する事務の執行と、公営企業の経営に係る事業全般を対象に実施する、最も基本的な監査です。予算の執行等が法令等に基づき適正に行われているかをはじめ、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施しています。

また、財務等監査の実施時に併せて行政監査も実施しており、財務以外の事務全般についても、その執行が適正に行われているか監査しています。

年間3期、原則として部・区単位に監査を行っており、概ね3年間で全ての所属を一巡しています。

● 監査の着眼点（各期共通）

① 重点調査項目

- ・支出事務において、支払遅延や支出金額誤り、支払漏れ、過年度払いなど不適切な事務処理が起きにくい体制が構築されているか。
- ・財産管理事務において、使用料等の徴収が適正に行われているか。（第2期、第3期）

② 共通事項

- ・事務事業の執行において、合规性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。
- ・事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。
- ・監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施した。

③ 収入事務
・収入に係る手続及び時期は適正か。
④ 支出事務
・違法、不当または不経済な支出はないか。
⑤ 契約事務
・契約に係る手続及び契約内容は適正か。
⑥ 財産管理事務
・公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

● 令和６年度 第１期（財務等監査・行政監査）

項 目		概 要
監査対象		市民生活部、都市政策部、秋葉区役所及び各業務の関係部署
対象事務		令和５年４月から令和６年１月末までの期間に執行された令和５年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
実施時期		令和６年３月１４日から令和６年７月４日まで
監査結果	指摘事項	・行政財産の貸付等にかかる光熱水費実費の徴収金額を誤っていたもの（秋葉区役所地域総務課）
	注意事項	【２１件】 ア 収入事務に関すること ５件 ・督促状の未発行及び発行遅延 ・法定外公共物使用料の調定遅延や請求誤り イ 現金取扱事務に関すること ７件 ・切手等の管理不徹底 ・任意団体に関する会計規程の未整備 ウ 契約事務に関すること ３件 ・再委託の承諾における起案の失念 エ 指定管理事務に関すること １件 ・指定管理者による報告漏れ オ 補助金・負担金の事務に関すること ２件 ・事業完了前の補助金交付 カ 財産管理事務に関すること ２件 ・行政財産使用料の算定誤り キ その他 １件 ・国民健康保険証の誤交付

● 令和6年度 第2期（財務等監査・行政監査）

項 目		概 要
監査対象		経済部、土木部、東区役所、消防局及び各業務の関係部署
対象事務		令和5年4月から令和6年5月末までの期間に執行された令和5年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
実施時期		令和6年8月13日から令和6年12月26日まで
監査結果	指摘事項	・適切でない理由で一者随意契約を繰り返していたもの（東区役所健康福祉課） ・委託料の支出において、支払が長期間にわたり遅延したもの（東区役所保護課） ・適切に催告を行わなかったことにより、国庫負担金の請求ができなかったもの（東区役所保護課）
	注意事項	【27件】 ア 収入事務に関すること 9件 ・督促状の未発行 イ 現金取扱事務に関すること 4件 ・手数料の誤徴収 ウ 支出事務に関すること 2件 ・委託料の重複払 エ 契約事務に関すること 6件 ・再委託の承諾手続の不備 オ 財産管理事務に関すること 6件 ・有価証券等の管理不備
	意見	・債権管理にかかる適切な指導及び助言について（福祉部福祉総務課）

● 令和6年度 第3期（財務等監査・行政監査）

項 目		概 要
監査対象		建築部、総務部、西区役所、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局及び各業務の関係部署
対象事務		令和6年4月から令和6年10月末までの期間に執行された令和6年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
実施時期		令和6年11月11日から令和7年3月27日まで

監査 結果	指摘 事項	・行政財産の使用許可に係る上下水道料実費相当額の徴収金額を誤っていたもの（総務部総務課） ・利用者負担額の算定誤りに係る返金手続を長期にわたり放置していたもの（西区役所健康福祉課） ・生活保護費の一部が長期にわたり支給されていなかったもの（西区役所保護課） ・行政財産について、無許可での使用を放置していたもの（その１）（西区役所建設課） ・行政財産について、無許可での使用を放置していたもの（その２）（西区役所建設課） ・行政財産について、無許可での使用を放置していたもの（その３）（西区役所建設課）
	注意 事項	【５３件】 ア 収入事務に関すること ９件 ・調定の遅延 ・督促状の未発行及び発行遅延 イ 現金取扱事務に関すること １８件 ・現金及び金券の不適切な管理 ・手書き納付書の連番管理不徹底 ウ 支出事務に関すること ９件 ・職員給与の支給誤り ・報酬等の過年度支出 エ 契約事務に関すること ４件 ・安易な分割発注 オ 指定管理事務に関すること ２件 ・徴収事務委託に係る告示等の手続漏れ カ 補助金・負担金の事務に関すること ２件 ・申請書添付書類の不足 キ 財産管理事務に関すること ９件 ・使用許可手続の遅延 ・光熱水費実費相当額の算定誤り

(2) 工事監査

工事監査は、設計積算、契約、施工など工事に関連した事項全般について、主として技術面から適正に行われているかを監査しています。

工事の執行に関して、財務等監査と同様に経済性などに留意するとともに、工事及び施設の安全性や維持管理の容易性にも配慮して実施しています。

建築工事、土木工事とも2年間で一巡するよう、工事を所管又は工事に関係する所属を対象に、年間2期の監査を行っています。

● 監査の着眼点（各期共通）

- ① 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- ② 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- ③ 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- ④ 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- ⑤ 工事請負契約は適正に行われているか。
- ⑥ 関係機関との調整は適切に行われているか。
- ⑦ 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- ⑧ 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- ⑨ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

● 令和6年度 第1期（工事監査）

項 目	概 要
監査対象	農林水産部（農村整備・水産振興課）、北区役所（産業振興課、建設課）、南区役所（建設課）、西蒲区役所（建設課）、監査実施工事の関係部署
対象工事	① 農林水産部（農村整備・水産振興課） ・令和6年2月までに契約した当初設計金額1,000万円を超える令和5年度工事 ② 北区役所（産業振興課、建設課）、南区役所（建設課）、西蒲区役所（建設課） ・令和6年2月までに契約した当初設計金額250万円を超える令和5年度工事
実施時期	令和6年3月15日から令和6年10月29日まで

監査 結果	指摘 事項	・間接工事費の積算における地域補正を適用していなかったもの (北区役所建設課)
	注意 事項	【24件】 ア 設計に関すること 4件 ・設計図書に必要な図面の添付がなかったもの ・表層工の使用材料を誤っていたもの ・工事発注前の現地調査を怠っていたもの イ 積算に関すること 10件 ・施工歩掛の決定方法を誤っていたもの ・管理費区分の設定を誤っていたもの ・労務単価の冬期補正を誤っていたもの ・コンクリート柱建柱の積算を誤っていたもの ・仮設工の積算を誤っていたもの ・小型車補正の積算を誤っていたもの ・交通誘導警備員の積算を誤っていたもの ・設計単価の適用日を誤っていたもの ・六価クロム溶出試験の積算を誤っていたもの ウ 監理に関すること 10件 ・週休2日取得モデル工事実施要領の運用を誤っていたもの ・工事打合簿での協議を怠っていたもの ・熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行実施要領の運用を誤っていたもの ・関係機関との事前協議を怠っていたもの ・交通誘導警備員の配置人員に係る協議を怠っていたもの

● 令和6年度 第2期（工事監査）

項 目	概 要
監査対象	中央区役所（建設課）、江南区役所（産業振興課、建設課）、教育委員会事務局（施設課）、水道局技術部（計画整備課、管路第1課、管路第2課、浄水課、水質管理課、中央工事事務所、秋葉工事事務所、北工事事務所、西蒲工事事務所）、監査実施工事の関係部署
対象工事	① 中央区役所（建設課）、江南区役所（産業振興課、建設課） ・令和5年度に契約した当初設計金額250万円を超える工事 ② 教育委員会事務局（施設課）、水道局技術部（計画整備課、

		管路第1課、管路第2課、浄水課、水質管理課、中央工事事務所、秋葉工事事務所、北工事事務所、西蒲工事事務所) ・令和5年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事
実施時期		令和6年8月6日から令和7年3月27日まで
監査結果	指摘事項	・舗装断面の設計における舗装計画交通量を誤っていたもの(中央区役所建設課) ・水質自動分析装置設置工事に適用する積算基準を誤っていたもの(水道局技術部水質管理課) ・間接工事費の積算における施工地域区分を誤っていたもの(水道局技術部中央工事事務所、秋葉工事事務所)
	注意事項	【42件】 ア 設計に関すること 8件 ・設計図書に必要な図面の添付がなかったもの ・設計図の寸法誤りにより工事費が過大となったもの ・延焼の恐れのある部分内の換気口に防火設備が設置されていなかったもの ・表層工の使用材料を誤っていたもの ・工事日数の設定を誤っていたもの ・工事発注前の現地調査を怠っていたもの イ 積算に関すること 9件 ・機器搬入費の計上を怠っていたもの ・労務単価の冬期補正を誤っていたもの ・施工歩掛の決定方法を誤っていたもの ・交通誘導警備員の積算を誤っていたもの ・標識柱・基礎設置の積算を誤っていたもの ・施工地域区分を誤っていたもの ・見積依頼の所属長決裁を怠っていたもの ・構造計算費の積算を誤っていたもの ・見積による設計単価の決定方法を誤っていたもの ウ 施工に関すること 4件 ・現場の安全管理に不備があったもの ・防火区画の電線貫通部に法不適合部分があったもの ・産業廃棄物運搬車両に義務付けられた表示を怠ったもの エ 監理に関すること 19件 ・週休2日取得モデル工事実施要領の運用を誤っていたもの

		・ 週休 2 日工事の実施要領の運用を誤っていたもの ・ 工事打合簿の運用を誤っていたもの ・ 工事打合簿での協議を怠っていたもの ・ 六価クロム溶出試験による安全確認を怠っていたもの ・ 建築基準法手続きに不備があったもの ・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行実施要領の運用を誤っていたもの ・ 現場管理費率における真夏日補正の運用を誤っていたもの ・ 現場環境改善費の積算実施要領の運用を誤っていたもの オ その他 2 件 ・ 工期延長の理由が不適切であったもの
--	--	---

2. 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについて監査しています。

なお、財政援助団体等とは、財政援助団体、出資団体、保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者のことをいいます。

● 監査の着眼点（各期共通）

- | | |
|--------|--|
| ① 対象団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。 ・ 経営成績及び財政状態は良好か。 ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。 ・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。 ・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。 ・ 自主的な経営を進めるための取組（自主財源の確保等）はどうか。 |
| ② 所管課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。 ・ 対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。 |

● 令和6年度 第1期（出資団体監査）

項 目		概 要
監査対象		① 対象団体 公益財団法人新潟市産業振興財団 ② 所管課 経済部産業政策・イノベーション推進課
対象事務		令和5年4月から令和6年3月までに執行された事務事業
実施時期		令和6年7月30日から令和6年12月26日まで
監査結果	指摘事項	該当なし
	注意事項	ア 財団の理事が代表取締役を務める企業に補助金を交付する際の手続が漏れていたもの（団体） イ 起案を失念して決裁を受けることなく、契約を締結したもの（団体） ウ 備品登録が漏れていたもの（所管課）
	意見概要	令和6年度の財団職員数の構成をみると、全職員45人のうち、市の兼務職員が33人と、全職員数の7割を超えており、市

	の関与の程度が大きいことを示している。この利点として、兼務職員により市の意向を反映させた中小企業支援事業を財団において効率的に実施できることや、兼務職員が財団の業務を通じて中小企業等と接する機会が多く、中小企業等がおかれた状況について、市と速やかに情報共有を図れることがあげられる。 一方、兼務職員が市と財団の両方の業務を担うことによるリスクも存在する。市から財団に対する補助金交付事務を例にした場合、交付申請者である財団の職員と、交付決定者である市の職員が、実質的に同一となれば、補助金交付決定に際してチェック機能が働かず、お手盛りによる不当な公金支出となるリスクがある。 財団に対する補助金交付事務の例について、現時点では、補助金交付申請と交付決定は異なる兼務職員が各々の役割に基づいて担っており、チェックが有効に機能している事実は確認できたものの、依然としてリスクを孕んでいることを忘れてはならない。事業全般について、兼務職員によって財団業務への従事程度が異なることから、不当な行為が行われるリスクを低減するためにも、真に必要な兼務職員の人数を精査する必要がある。財団及び所管課は、財団の事業及び運営が適正に行われるよう、これらの課題の解決に向けて検討されたい。
--	---

● 令和6年度 第2期（出資団体監査）

項 目		概 要
監査対象		① 対象団体 社会福祉法人おひさま福祉会 ② 所管課 秋葉区役所健康福祉課
対象事務		令和5年4月から令和6年3月までに執行された事務事業
実施時期		令和6年11月5日から令和7年3月27日まで
監査結果		この度の監査は、本市の財務書類より、本市が社会福祉法人おひさま福祉会（以下「法人」という。）に出捐していることを確認し、開始したものであるが、その実施過程において、出捐証書等は保管されておらず、後述の指摘事項のとおり、出捐の事実を確認できなかった。出資団体監査は、地方自治法第199条第7項及び同施行令第140条の7において、基本金等の4分の1以上出資している団体を監査することとしているが、法人はその要件を満たしているとは言い切れず、監査対象団体に該当しない可能性があるため、法人に対する監査を中止した。

	指摘事項	・本市からの出捐金が基本金に計上されていないことを把握せず、放置していたもの（所管課）
	注意事項	該当なし
	意見概要	該当なし

3. 令和5年度 決算審査

毎会計年度、会計管理者及び各企業会計管理者が調製した決算について、市長からの審査依頼に基づき、決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算執行が適正かつ効率的、効果的に行われているかなどについて審査しています。

(1) 一般・特別会計

● 審査の着眼点

- ① 決算書類は、関係法令に準拠して作成されているか。
- ② 決算書類の計数は正確か。
- ③ 予算執行は、適正かつ効率的、効果的に行われているか。
- ④ 財務に関する事務が法令に準拠して処理されているか。

● 審査の結果

審査に付された各会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ、決算計数は正確であると認めた。

予算の執行、財務に関する事務処理は、おおむね適正であると認めた。

● 決算の概要

○ 決算総括表

(単位：千円)

区 分	5 年度			4 年度比 増減 (計)
	計	一般会計	特別会計	
歳入決算額 A	693,699,521	438,698,085	255,001,436	6,241,120
歳出決算額 B	677,257,358	425,335,447	251,921,912	979,156
形式収支 ⁽⁴⁾ C=A-B	16,442,163	13,362,638	3,079,524	5,261,964
繰り越すべき財源 D	8,797,567	8,797,493	74	6,871,872
実質収支 ⁽⁵⁾ E=C-D	7,644,596	4,565,145	3,079,450	△1,609,908
前年度実質収支 F	9,254,504	5,697,111	3,557,393	△219,662
単年度収支 G=E-F	△1,609,908	△1,131,966	△477,942	△1,390,246
積立金 H	3,706,632	3,681,018	25,614	2,233,092
積立金取崩し額 I	7,544,857	7,506,382	38,475	5,746,695
実質単年度収支 J=G+H-I	△5,448,133	△4,957,330	△490,804	△4,903,850

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 普通会計⁽⁶⁾収支状況

(単位：百万円)

区 分	5 年度	4 年度	5 - 4 増減
形式収支 A	14,020	8,342	5,678
翌年度繰越財源 B	8,797	1,905	6,892
実質収支 C=A-B	5,223	6,437	△1,214
前年度実質収支 D	6,437	7,566	△1,129
単年度収支 E=C-D	△1,214	△1,129	△85
基金積立 F	3,681	1,168	2,513
繰上償還金 G	0	0	0
基金取崩し H	7,506	1,587	5,919
実質単年度収支 I=E+F+G-H	△5,040	△1,548	△3,492

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 主な基金現在高

(単位：千円)

区 分	5 年度末	4 年度末	5 - 4 増減
財政調整基金	4,994,629	8,819,993	△3,825,364
市債管理基金	1,129,848	36,059	1,093,789
都市整備基金	1,505,839	1,505,826	13

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

※市債管理基金に満期一括償還積立分は含まない。

○ 市債現在高

(単位：千円)

区 分	5 年度末	4 年度末	5 - 4 増減
一般会計	624,545,228	631,735,205	△7,189,977
特別会計	6,537,615	6,709,141	△171,525
合 計	631,082,843	638,444,346	△7,361,503

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 財政指標

区 分	単位	5 年度	4 年度	5 - 4 増減
実質収支比率 ⁽⁷⁾	%	2.2	2.7	△0.5
財政力指数 ⁽⁸⁾	-	0.649	0.666	△0.017
経常収支比率 ⁽⁹⁾	%	94.2	94.9	△0.7
義務的経費比率 ⁽¹⁰⁾	%	56.7	54.7	2.0
人口 ⁽¹¹⁾ 当たり地方債現在高	円	814,517	816,823	△2,306
人口 ⁽¹¹⁾ 当たり基金現在高	円	10,850	13,964	△3,114

● 審査意見（各論）

1 決算の概要

一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入が前年度比 62 億円増の 6,937 億円、歳出が前年度比 10 億円増の 6,773 億円となった。

一般会計の決算総額は、歳入が地方交付税の増などにより前年度比 38 億円増の 4,387 億円、歳出が物件費の減などにより 19 億円減の 4,253 億円となり、形式収支は 134 億円、実質収支は 46 億円となった。

【表1 一般会計決算収支の状況】

（単位：千円・％）

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
予 算 現 額	490,185,920	468,166,245	22,019,675	4.7
歳 入 決 算 額 A	438,698,085	434,885,556	3,812,529	0.9
歳 出 決 算 額 B	425,335,447	427,283,282	△ 1,947,835	△ 0.5
形 式 収 支 C=A-B	13,362,638	7,602,274	5,760,364	75.8
翌年度へ繰り越すべき財源 D	8,797,493	1,905,162	6,892,331	361.8
実 質 収 支 E=C-D	4,565,145	5,697,111	△ 1,131,966	△ 19.9
前 年 度 実 質 収 支 F	5,697,111	6,905,164	△ 1,208,053	△ 17.5
単 年 度 収 支 G=E-F	△ 1,131,966	△ 1,208,052	76,086	—
積 立 金 H	3,681,018	1,167,723	2,513,295	215.2
積立金取崩し額 I	7,506,382	1,586,623	5,919,759	373.1
繰上償還金 J	0	0	0	—
実質単年度収支 G+H-I+J	△ 4,957,330	△ 1,626,952	△ 3,330,378	—

2 歳入状況（一般会計）

一般会計の歳入全体では、前年度比 38 億円増の 4,387 億円となった。

一般財源では、臨時財政対策債への振替分の減少や令和 6 年能登半島地震対応経費の増加などによる地方交付税の増、家屋の新增築の増加などによる市税の増などにより、前年度比 86 億円の増となった。

また、一般財源以外では、新型コロナウイルスワクチン接種関係事業の減少などによる国庫支出金の減、時短営業などに応じた事業者への感染症拡大防止協力金に対する補助金の皆減などによる県支出金の減などにより、47 億円の減となった。

【表2 主な歳入決算額の推移】

(単位：百万円)

区 分	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5年度	前年増減
市 税	120,964	120,133	119,621	120,943	133,105	136,102	133,682	132,094	134,988	135,601	613
個人市民税	39,609	40,175	40,541	41,542	53,753	56,017	55,527	55,097	55,497	55,987	490
固定資産税 都市計画税	56,440	55,949	56,344	56,933	56,495	57,153	57,512	55,846	57,686	58,351	665
地方交付税	41,112	41,235	40,248	53,540	53,773	57,230	59,758	69,967	69,540	76,945	7,405
一般財源計	182,388	187,447	183,589	213,156	215,321	220,475	223,174	236,124	237,590	246,142	8,552
国庫支出金	53,854	54,802	54,853	67,816	62,806	66,341	161,327	106,153	92,922	88,954	△ 3,968
県 支 出 金	13,026	15,440	18,305	18,770	17,900	19,875	20,115	27,984	25,238	22,402	△ 2,836
一般財源以外計	191,818	173,194	171,950	193,245	169,668	180,162	266,292	212,925	197,295	192,556	△ 4,739
歳 入 合 計	374,207	360,640	355,539	406,401	384,989	400,637	489,466	449,049	434,886	438,698	3,812

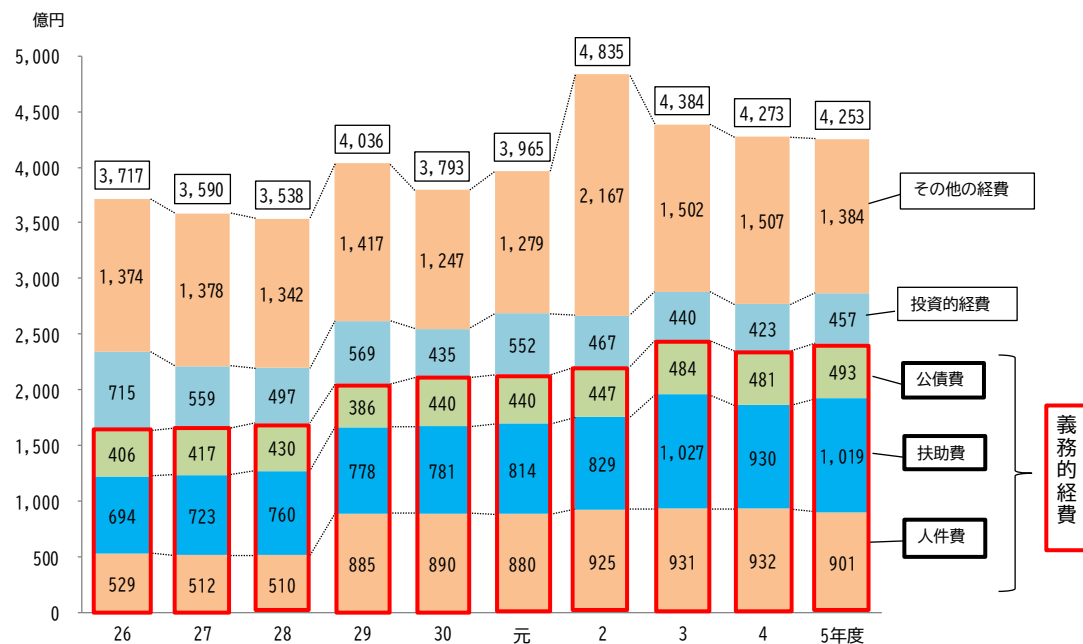
3 歳出状況（一般会計）

一般会計の歳出全体では、前年度比 19 億円減の 4,253 億円となった。

義務的経費では、物価高騰等対策給付金などにより扶助費が前年度比 89 億円の増、投資的経費では、高齢者福祉施設の整備事業費補助金の増加などにより 34 億円の増、その他の経費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の減少などにより 124 億円の減となった。

歳出全体における義務的経費の割合は前年度に比べて 1.9 ポイント上昇の 56.7%となったが、これは、物価高騰等対策給付金などの臨時的な扶助費が増加したことによるものである。

【図1 性質別歳出額の推移】



4 財政状況（健全化判断比率）

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、4つの財政指標が定められている。

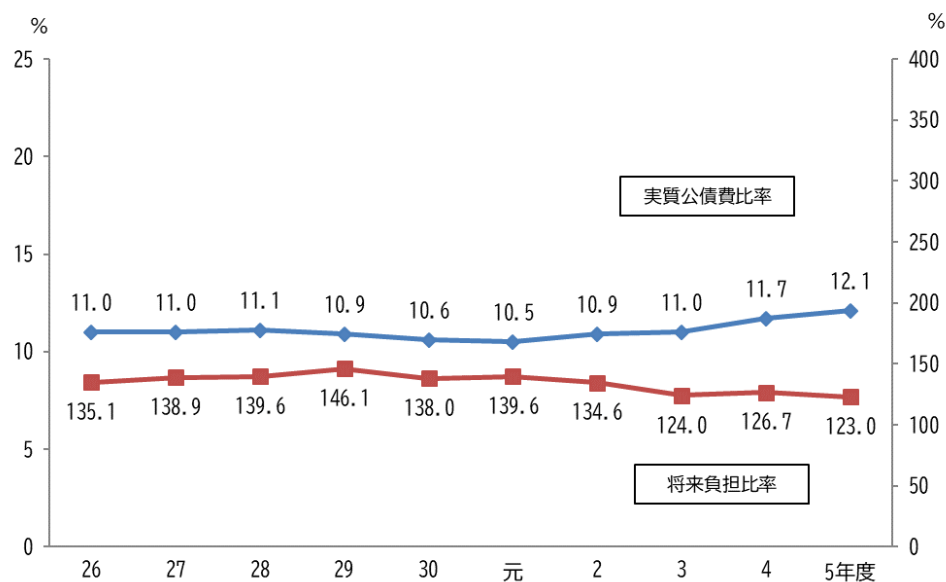
当年度の「実質赤字比率」⁽¹²⁾と「連結実質赤字比率」⁽¹³⁾は、赤字が発生していないため算定されていない。

「実質公債費比率」⁽¹⁴⁾は12.1%で、前年度に比べて0.4ポイント上昇し、数値は悪化した。

「将来負担比率」⁽¹⁵⁾は123.0%で、前年度に比べて3.7ポイント低下し、数値は良化した。

なお、いずれの数値も、本市に適用される早期健全化基準⁽¹⁶⁾を下回っている。

【図2 健全化判断比率の推移】



区分	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	11.25
連結実質赤字比率	16.25
実質公債費比率	25.0
将来負担比率	400.0

<参考：政令市比較（令和4年度）>

順位	財政力指数		順位	経常収支比率 (%)		順位	実質公債費比率 (%)		順位	将来負担比率 (%)	
	新潟市令和5年度	0.65		新潟市令和5年度	94.2		新潟市令和5年度	12.1		新潟市令和5年度	123.0
1	川崎市	1.02	1	岡山市	89.3	1	大阪市	1.3	1	浜松市	0.0
2	名古屋市	0.98	2	浜松市	90.1	2	相模原市	2.7		大阪市	0.0
3	さいたま市	0.96	3	大阪市	92.4	3	札幌市	2.9		堺市	0.0
4	横浜市	0.95	4	熊本市	93.0	4	浜松市	4.4		岡山市	0.0
5	大阪市	0.92	5	静岡岡市	93.1	5	神戸市	4.8	5	相模原市	2.0
6	千葉市	0.91	6	福岡市	93.6	6	岡山市	5.3	6	さいたま市	16.4
7	仙台市	0.89	7	札幌市	94.9	7	熊本市	5.4	7	札幌市	21.8
8	福岡市	0.88		新潟市	94.9	8	堺市	6.0	8	静岡市	34.3
9	相模原市	0.85	9		さいたま市	95.6	9	静岡岡市	6.3	9	仙台市
	静岡岡市	0.85	10	相模原市	96.9	10	仙台市	6.5	10	神戸市	60.9
11	浜松市	0.83	11	川崎市	97.1	11	さいたま市	6.6	11	福岡市	74.3
12	京都市	0.81		神戸市	97.1	12	名古屋市	6.8	12	名古屋市	88.6
13	広島市	0.80	13	名古屋市	97.8	13	福岡市	8.4	13	熊本市	102.2
14	堺市	0.78	14	横浜市	97.9	14	川崎市	8.7	14	川崎市	123.4
15	神戸市	0.77	15	千葉市	98.1	15	横浜市	9.7	15	千葉市	125.0
16	岡山市	0.76	16	広島市	98.2	16	広島市	9.8	16	新潟市	126.7
17	札幌市	0.72	17	仙台市	98.7	17	北九州市	10.4	17	横浜市	129.2
18	北九州市	0.70	18	京都市	99.2	18	千葉市	10.6	18	北九州市	147.2
	熊本市	0.70	19	北九州市	99.3	19	新潟市	11.7	19	京都市	148.6
20	新潟市	0.66	20	堺市	102.4	20	京都市	11.9	20	広島市	164.8

順位	有形固定資産 減価償却率 ⁽¹⁷⁾ (%)		順位	純資産比率 ⁽¹⁸⁾ (%)		順位	受益者負担比率 ⁽¹⁹⁾ (%)	
1	横 浜 市	58.3	1	大 阪 市	83.4	1	大 阪 市	9.3
2	新 潟 市	61.2	2	相 模 原 市	81.8	2	浜 松 市	7.8
3	福 岡 市	61.7	3	浜 松 市	75.0	3	神 戸 市	7.1
4	大 阪 市	61.9	4	横 浜 市	69.7	4	名 古 屋 市	6.7
5	さいたま市	62.4	5	静 岡 市	68.9		福 岡 市	6.7
6	熊 本 市	62.7	6	堺 市	68.6	6	仙 台 市	6.5
7	仙 台 市	62.8	7	さいたま市	67.0	7	川 崎 市	6.3
8	川 崎 市	63.4	8	川 崎 市	64.5	8	北 九 州 市	5.9
9	岡 山 市	64.4	9	千 葉 市	61.7	9	千 葉 市	5.5
10	堺 市	67.4	10	神 戸 市	61.1	10	京 都 市	5.1
11	京 都 市	67.8	11	京 都 市	54.3	11	札 幌 市	5.0
12	広 島 市	68.8	12	福 岡 市	53.6		静 岡 市	5.0
13	浜 松 市	70.1	13	岡 山 市	52.8	13	横 浜 市	4.3
14	神 戸 市	70.2	14	北 九 州 市	51.7	14	熊 本 市	3.9
15	静 岡 市	70.3	15	名 古 屋 市	50.9	15	相 模 原 市	3.7
16	相 模 原 市	70.5	16	札 幌 市	45.5	16	広 島 市	3.6
17	札 幌 市	70.8	17	新 潟 市	40.6	17	岡 山 市	3.4
18	名 古 屋 市	71.0	18	仙 台 市	39.1	18	新 潟 市	3.1
19	北 九 州 市	71.6	19	広 島 市	33.0	19	堺 市	3.0
20	千 葉 市	72.6	20	熊 本 市	26.7	20	さいたま市	2.4

● 審査意見（まとめ）

（１）令和５年度を振り返って

ア 令和５年度予算について

一般会計当初予算は、「にいがた２ｋｍ」における企業誘致のさらなる推進などの「都市の活力向上」や、妊産婦医療費助成の所得制限撤廃などの「住民福祉の向上」に向けた取組を進めるほか、各区の特色を活かした、活力と魅力あふれるまちづくりをさらに深化させる施策を推進することにより、「都市の活力向上」と「住民福祉の向上」の好循環をつくりだし、本市の明るい未来を切りひらくという方針のもとで編成された。その後、新型コロナウイルス感染拡大防止対策や物価高騰への対策のほか、本年１月１日に発生した令和６年能登半島地震への対応など、総額で６９５億円にのぼる補正予算が計上されることとなった。

イ 令和５年度決算について

一般会計決算は、歳入が４，３８７億円、歳出が４，２５３億円となった。

歳出では、物価高騰や令和６年能登半島地震への対応に要する多額の臨時的支出が生じたが、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行したことに伴い、感染拡大防止協力金やワクチン接種体制確保事業費が減少したことなどにより、前年度と比べ減少することとなった。一方、歳入では、新型コロナウイルス感染症関連の国庫支出金や県支出金が減少したが、国税収入の補正等による地方交付税の増加や、令和６年能登半島地震への対応のため、財政調整基金を取り崩したことに伴う繰入金の増加などにより、前年度と比べ増加することとなった。

その結果、一般会計の実質収支は黒字だったものの、実質単年度収支の赤字幅は前年度と比べ大きく拡大した。これは、主に令和６年能登半島地震への対応のため、財政調整基金を取り崩したことが要因であるが、被害を受けた市民などに対し、速やかに各種支援策を提供するなど、機動的に対応したことは評価できる。今後も先の読めない不安定な社会情勢のもと、本市を取り巻く状況は依然として厳しいことから、引き続き健全な財政運営に努められたい。

（２）安心・安全に暮らせる、活力あふれる新潟市の実現に向けて

ア 物価や賃金の上昇に対する適切な対応を

新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後、各地で地域のまつりやイベントが再開されるなど、地域や市民の暮らしに賑わいが戻りつつある。しかしながら、目下、輸入物価の上昇に端を発する物価高騰が続くなか、人件費や各種サービス価格などの上昇も加わり、市民生活や事業経営に大きな影響を与えている。本市の消費者物価指数も引き続き上昇傾向にあり、国内企業物価指数も依然として上昇カーブを描いている。物価や賃金の上昇は、長期的には税収や交付税などの歳入の増加につながり、いずれ収支が均衡する可能性もあるが、短期的には財政需要の増加により、本市の財政

運営に悪影響を及ぼすことが懸念される。このことから、当面の間は地域経済の動向を注視するとともに、活力が戻りつつある経済社会活動が停滞することがないよう、国や県からの財源を有効に活用するとともに、必要に応じて本市独自の財源を使用するなど、適切な対応が求められる。

イ 令和6年能登半島地震からの復旧復興と基金残高の確保を

令和6年能登半島地震は、本市で最大震度5強を観測し、西区を中心に、中央区や江南区など市内各所で広範囲に発生した液状化現象などにより、建物や道路などに多数の甚大な被害をもたらした。本市は、財政調整基金を取り崩して復旧復興に必要な予算を措置することにより、国や県の支援制度に加え、本市独自の上乗せや支援策の追加を行い、被害を受けた市民の生活や事業者の生業の再建などのため、必要な支援を迅速に実施した。今後も可能な限り早期の復旧を進めるとともに、着実な復興を遂げるため、引き続き適切な施策を機動的に実施することが望まれる。

前述のとおり、令和6年能登半島地震では、基金の取崩により、緊急対応が必要な施策の実施が可能となった。これは、一定の基金残高が確保されていたからであり、被害を受けた市民などに対し、迅速に、そして機動的に対応できたことは評価できる。

しかしながら、その結果、主要3基金の残高は、前年度と比べ27億3,156万円減少することとなり、今後も復旧復興にかかる事業のため、基金残高はさらに減少することが見込まれる。近年多発する自然災害等により突発的な財政需要が生じる際には、一定程度の基金残高が必要であることから、引き続き機会を捉え基金の積増を図るなど、安定的かつ機動的に活用できる基金残高の確保に努められたい。

以上のとおり、本市は、物価高騰や令和6年能登半島地震からの復旧復興など、喫緊の課題のほか、中長期的には急速に進展する高齢化に伴う社会保障関係費の増加など、将来に向けた課題にも対応を要することから、今後の財政状況は、歳入歳出両面で一層厳しさを増すことが予測される。一方で、新潟駅の60年ぶりのリニューアルや、にいがた2kmにおける再開発、佐渡島の金山の世界文化遺産登録などにより、人の流れが回復する機運が高まっており、目の前の諸課題に対応しながら、こうした地域経済活性化の好機を逸することなく、的確迅速に対処するためにも、さらなる財政基盤の強化が肝要である。健全で持続可能な財政運営を推進し、その基盤をさらに強固なものとすることで、市民が安心・安全に暮らせる、活力あふれる新潟市の実現に向けて着実に前進するよう望むものである。

(2) 公営企業会計

● 審査の着眼点

- ① 各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか。
- ② 各事業会計の決算書類がその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか。

● 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事務の執行についてはおおむね適正であると認めた。

● 各企業別の審査内容

【下水道事業会計】

○ 経営成績

区 分	5 年度	4 年度	5 - 4 増減
総収益（千円）	30,928,924	30,784,307	144,617
総費用（千円）	30,157,420	29,902,316	255,104
純利益（千円）	771,504	881,991	△110,487
営業収支比率（％）	79.5	80.0	△0.5
経常収支比率（％）	103.7	102.9	0.8

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 審査意見

【経営状況】

当年度の経営成績は、純利益が 7 億 7,150 万円となり、前年度に比べ 1 億 1,048 万円の減益となった。これは、能登半島地震の災害復旧費として 3 億 4,275 万円の特別損失を計上したことが主な要因である。さらに、年間有収水量の減少に伴い下水道使用料が減少したことに加え、単価変更により流域下水道維持管理負担金が増加したことや、設備投資により減価償却費が増加したことにより、営業損益の赤字が拡大したことも要因として挙げられる。

一方で、高い利率の企業債残高が減少していることに伴い、営業外費用の支払利息等が 2 億 5,102 万円減少したことによって、純利益の減益幅は抑えられている。

【今後の課題】

本年1月1日に発生した能登半島地震により、本市は広範囲の液状化現象に見舞われ、下水道施設は甚大な被害を受けた。管路施設は周辺地盤の液状化に伴うマンホールの隆起や管渠のたるみが発生し、下水の排水が著しく阻害される状況となり、被害の大きい地域においてはトイレの使用が不可能となるなど、市民生活や社会活動に重大な影響を及ぼした。応急復旧により流下機能を確保したものの、令和6年度当初予算で72億円の災害復旧費を計上し、管路の布設替えなどの恒久的な対策を行っている。加えて、気候変動の影響による降水量の増大により、全国各地で集中豪雨が頻発し、本市においても、床上浸水など過去に多くの被害が発生している。このために現在も施設整備等を進め、令和5年度末時点の浸水対策率は76.8%となっている。市民の安心・安全な暮らしを守るため、災害からの復旧や、浸水対策としての施設整備を着実に進め、被災時においても必要な機能の確保に向け、施設の耐震化や耐水化を引き続き行わなくてはならない。

一方、当年度に改訂された中期ビジョンにおいて、人口減少などによる下水道使用料の減少や、下水道施設の老朽化に伴う改築事業費の増加などが見込まれている。これらの課題に対しては、下水道への接続促進により下水道使用料の減少を緩和するとともに、膨大な数の施設を有する下水道事業において、ストックマネジメントによる予防保全としての修繕及び改築を進める必要がある。さらに、中期ビジョンにおいて、既に導入している下水道施設の包括的民間委託の検証や、維持管理と改築を一体として行う方式の検討などを進めることとしていることから、本市に適した官民連携手法について検討し、下水道施設の維持管理や改築を計画的かつ効率的に行い、将来に向けて持続可能な事業運営となるよう努めなければならない。

下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、早急に災害復旧を行うとともに、従来の課題に対しては、中期ビジョンの施策を着実に実施することが求められているが、下水道施設の整備には多額の費用が見込まれている。そのため、引き続き、国の制度を積極的に活用し、緊急度や整備効果の高い地域を優先するなど、計画的かつ効率的に整備を行う必要がある。また、これまでも下水道施設の耐震化に計画的に取り組んできたところであるが、今回の地震被害により得られた課題や経験を踏まえ、災害時においても早期に機能が確保されるよう、災害発生時における迅速な復旧方法の確立と併せて、関係団体との協力体制の強化に努め、災害に強く安定した下水道システムを構築されたい。

【水道事業会計】

○ 経営成績

区 分	5 年度	4 年度	5-4 増減
総収益（千円）	15,674,452	15,719,471	△45,019
総費用（千円）	15,179,361	14,967,126	212,235
純利益（千円）	495,091	752,345	△257,254
営業収支比率（％）	98.3	100.4	△2.1
経常収支比率（％）	105.1	106.4	△1.3

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 審査意見

【経営状況及び財政状況】

当年度の経営成績は、純利益が前年度に比べ 2 億 5,725 万円減の 4 億 9,509 万円となった。これは、給水量の減少に伴い給水収益が減少したことに加え、労務費の上昇や業務委託件数の増加等に伴う委託料の増加のほか、物価高騰に伴う薬品費の増加などにより営業費用が増加したことで、営業損益が赤字に転じたことが主な要因である。さらに、特別損益において、浄水汚泥等対策賠償金の一部が継続協議となっている間にも、汚泥処分等に係る費用は恒常的に発生していることや、能登半島地震による災害復旧費の支出が生じたことも要因として挙げられる。

内部留保資金は、前年度に比べ約 18 億円減少し、50 億 2,391 万円となったが、後期実施計画に比べ約 18 億円上回っている。これは、翌年度へ約 20 億円の建設改良費が繰り越されたことにより資金残高が増加したものであり、一時的なものであるといえる。今後も浄配水場施設の設備更新や老朽化した管路の更新、耐震化等を進めることから、現状のままでは内部留保資金は減少し続け、令和 7 年度には資金残高の不足が見込まれている。

【今後の課題】

当年度は、水道事業の本業である営業損益が赤字に転じた。これは、給水収益が人口減少などにより減少したことに加え、営業費用が物価高騰や労務費の上昇などにより増加したことによるものである。そのうえ、能登半島地震に伴う水道料金の減免によりその赤字幅は拡大している。

このような状況の中、水道局は令和 7 年 1 月 1 日に約 24 年ぶりの値上げとなる水道料金の改定を行う予定であり、水道事業の主な財源である給水収益を確保し、経営基盤の強化を図ることとしている。これにより、令和 7 年度に見込んでいた資金不足は回避されるとしているが、適正な水道料金水準を維持するためには、社会情勢の動向や経営状況、資金残高の推移などを注視しながら

ら、中長期的な視点の下、定期的に水道料金を検証することが必要である。近年の水需要の減少による給水収益の減少傾向や営業費用の増加傾向など、厳しい経営環境にあるため、施設規模の適正化や効率的な管路更新等を着実に進めるなど、更なる経費節減に努め、持続可能な事業運営を行うことが求められる。

また、能登半島地震において、本市では配水管等の損傷はあったものの、浄配水場施設や基幹管路に大きな被害は生じなかった。これは、水道局が計画的に耐震化を進めてきた成果といえよう。さらに、中越地震や東日本大震災などの経験を生かし、甚大な被害を受けた石川県へ長期間にわたり職員を派遣し、復旧支援の一翼を担った。平時より地震等の不測の事態に備え、被害を最小限に抑えるため、引き続き耐震化を推進し、強靱な水道システムを構築するとともに、災害発生時における迅速な応急給水や水道施設の復旧に対応するため、今後も関係団体との協力体制の強化に努められたい。

水道は市民生活や企業活動に欠かすことのできないライフラインであり、将来にわたり安全で安定的に供給されることが求められるが、現在、水道局は人口減少や物価高騰等の社会情勢の変化だけでなく、災害への対応など様々な課題に直面している。そのため、令和7年度に向けて策定作業を進めている次期マスタープランにおいては、これらの課題に対応するための方針を示し、その方針に基づく施策を着実に実施することで、次世代へ健全で強靱な水道事業を継承していくことを望むものである。

【病院事業会計】

○ 経営成績

区 分	5 年度	4 年度	5-4 増減
総収益（千円）	27,957,869	27,717,367	240,502
総費用（千円）	28,662,872	27,746,986	915,886
純利益（千円）	△705,003	△29,619	△675,384
医業収支比率（％）	86.3	84.2	2.1
経常収支比率（％）	97.6	100.5	△2.9

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 審査意見

【経営状況】

当年度は、純損失として 7 億 500 万円を計上し、前年度より 6 億 7,538 万円赤字が拡大した。本業である医業損益は前年度より 4 億 2,516 万円赤字が縮小したものの、経常損益は前年度より 8 億 4,829 万円悪化し、2 期ぶりに赤字となった。

医業収益のうち入院収益では、延患者数の増加や、平均在院日数の短縮などによる入院単価の上昇が増収につながった。さらに、外来収益においても、延患者数は減少したものの、診療単価の高い化学療法の件数が増加したことなどが増収につながり、医業収益全体では前年度に比べ 14 億 2,639 万円増加した。一方、医業費用では、給与改定などにより給与費が 2 億 4,700 万円、化学療法の件数の増加に伴う高額医薬品の購入量の増加などにより材料費が 6 億 2,490 万円、それぞれ増加し、医業費用全体では前年度に比べ 10 億 123 万円増加した。

医業損益の赤字は縮小したものの、医業外収益において、新型コロナウイルス感染症関連の補助金が大幅に減少したことなどにより、補助金全体として前年度に比べ 13 億 9,221 万円減少したため、当年度の決算は悪化している。

【今後の課題】

当年度は新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行したことに伴い、これに関連する補助金が大幅に減少したため、決算は悪化した。その一方で、令和 4 年度以降、新潟市民病院中期計画に基づき、I C U の増床など、医療提供体制を強化しただけでなく、本来期待されている高度急性期・急性期医療への注力といった、経営の強化にも資する取組を進めてきたことにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく減少した医業損益は改善傾向にある。しかし、近年続いている純損益の赤字に加え、累積欠損金が 60 億円を超えていることから、この状況が続けば数年後には債務超過に陥るおそれがある

だけでなく、内部留保資金も減少傾向にあるため、厳しい経営状況であることに変わりはない。この状況から脱却するためには、医業損益の赤字をさらに縮小し、経営の安定化が図られるよう、設備投資の効果を最大限に発揮するとともに、収益確保の取組と費用の適正化を進めていく必要がある。

また、医師の働き方改革においては、市民病院はこれまでも勤務体制の見直しなどに積極的に取り組んでおり、当年度は、時間外勤務時間が長時間になっている医師に対する面接指導や、医師以外の医療従事者に対しては資格認定取得を推奨し、医師の業務を移管及び共同化するタスク・シフト／シェアの取組などを進めてきた。さらに、地域の医療機関との連携を強化してきたことで、紹介率及び逆紹介率は高い数値を維持している。これらの取組は、医療の質の向上や経営の改善に寄与するとともに、医師の負担を軽減させるものであることから、本年4月から新たに適用された医師の時間外勤務時間の上限規制において原則とされている、年960時間以内を達成していくためにも、引き続き、強化されたい。

本年1月1日に発生した能登半島地震では、被災地での医療支援を行い、また、新型コロナウイルス感染症に対しては、重症・中等症以上の患者を受け入れると同時に、手術室の陰圧化等の新興感染症への備えを進めてきている。このように、市民病院には、第三次救急医療機関として高度急性期・急性期医療に対応するとともに、地域災害拠点病院や感染症指定医療機関などの重要な役割を果たすことが期待されている。新潟県内の多くの病院が厳しい経営状況に陥り、医療再編が取り沙汰される中、今後も、重症・専門・救急を中心とした質の高い医療を提供するとともに、災害等の非常事態の際には求められる役割を着実に果たしていくためにも、地域の医療機関との協力や連携を一層強化することにより、持続可能な健全経営と、職員が働きやすい職場環境の維持の両立を求めるものである。

4. 令和5年度 基金運用状況審査

特定目的のために定額で運用される基金について、市長からの審査依頼に基づき、基金運用状況調書等の関係諸表の計数を確認するとともに、基金の運用がその設置目的に従って行われているかを主眼として審査しています。

● 対象基金

- ① 美術資料取得基金
- ② 歴史資料及び文学資料取得基金

● 審査の着眼点

- ① 各基金運用状況報告について、その計数が正確であるか。
- ② 基金の設置目的に従って運用されているか。

● 審査の結果

各基金の運用状況は、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており、事務の執行も適正であると認めた。

● 基金の運用状況

① 美術資料取得基金

(単位：千円)

区 分	美術資料有高				年度末 現金有高	年度末 基金現在高
	前年度 繰越額	当年度 購入額	当年度 払出額	計		
5年度	259,268	0	2,618	256,650	43,350	300,000
4年度	259,268	0	0	259,268	40,732	300,000
増減額	0	0	2,618	△2,618	2,618	0

※5年度末における資料有高は絵画5点、版画4点、立体2点

② 歴史資料及び文学資料取得基金

(単位：千円)

区 分	歴史・文学資料有高				年度末 現金有高	年度末 基金現在高
	前年度 繰越額	当年度 購入額	当年度 払出額	計		
5年度	36,000	0	0	36,000	24,000	60,000
4年度	36,000	0	0	36,000	24,000	60,000
増減額	0	0	0	0	0	0

※5年度末における資料有高は文学資料1点

5. 令和5年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査

健全化判断比率及び資金不足比率について、市長からの審査依頼に基づき、算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正に算定されているかなどを審査しています。

● 審査の着眼点

- ① 関係法令に基づき適正に算定されているか。
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

● 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

● 審査意見

令和5年度決算における実質公債費比率は12.1%、将来負担比率は123.0%で、ともに早期健全化基準を下回った。

実質公債費比率は、前年度に比べ0.4ポイント上昇し、数値は悪化した。政令指定都市の平均値が低下傾向を示している一方で、本市は令和元年度以降、上昇傾向にあることから、今後もその推移に留意されたい。

将来負担比率は、前年度に比べ3.7ポイント低下し、数値は良化した。物価高騰や令和6年能登半島地震からの復旧復興など、喫緊の課題のほか、急速に進展する高齢化に伴う社会保障関係費の増加など、将来に向けた課題にも対応を要し、本市の財政状況は一層厳しさを増すことが予測されることから、将来世代に過度な負担を強いることのないよう、地方債残高の縮減を図るなど、引き続き将来負担比率の着実な低減に取り組むことにより、健全で持続可能な財政基盤の構築に努められたい。

○ 健全化判断比率

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	— (—)	11.25%
連結実質赤字比率	— (—)	16.25%
実質公債費比率	12.1% (11.7%)	25.0%
将来負担比率	123.0% (126.7%)	400.0%

※「—」は黒字のため記載すべき比率無し。()内は前年度比率。

○ 資金不足比率

区 分	資金不足比率	経営健全化基準 ⁽²⁰⁾
下水道事業会計	— (—)	20.0%
水道事業会計	— (—)	
病院事業会計	— (—)	
中央卸売市場事業会計	— (—)	
と畜場事業会計	— (—)	

※「—」は資金不足がないため記載すべき比率無し。()内は前年度比率。

<参考：各比率の算定対象となる会計>

会計区分		比率算定の対象となる会計				
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
普通会計	一般会計(公営事業分除く)	○	○	○	○	
	公債管理事業会計	○	○	○	○	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	○	○	○	○	
	土地取得事業会計	○	○	○	○	
公営事業会計	国民健康保険事業会計		○	○	○	
	介護保険事業会計		○	○	○	
	後期高齢者医療事業会計		○	○	○	
	下水道事業会計		○	○	○	○
	水道事業会計		○	○	○	○
	病院事業会計		○	○	○	○
	中央卸売市場事業会計		○	○	○	○
	と畜場事業会計		○	○	○	○
一部事務組合、広域連合				○	○	
地方公社、第3セクター等					○	

6. 令和5年度 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかなどを審査しています。

● 審査の着眼点

- ① 評価手続に係る記載の審査
 - ・市長が評価手続に沿って適切に評価を実施したか。
 - ・市長が過不足なく不備を把握したか。
- ② 評価結果に係る記載の審査
 - ・市長が把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行ったか。
 - ・市長が把握した整備上の重大な不備について、評価基準日までに是正したか。

● 審査の結果

令和5年度新潟市内部統制評価報告書について、前述のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると認められた。

なお、定期監査等において得られた知見を活用し、下記のとおり意見を付すので、今後の内部統制の整備及び運用において検討されたい。

● 審査意見

1 より効果的な情報共有や注意喚起の方法の検討を

令和5年度の内部統制評価報告書において、運用上の重大な不備として判断された事象のうち1件は、過去に重大な不備と判断された事象の再発であった。これは、令和2年度に確認された不備に対し、制度所管課から服務規律の徹底及び業務チェック体制の再点検を実施するよう指示があったにもかかわらず、一部の所属においてそれらが徹底されなかったため、同様の不適切な事務処理が令和5年に入ってようやく覚知されたものである。

また、令和5年度の定期監査においても、多くの事務処理誤りが確認されており、その中でも、法令等に違反し、又は不当と認められ、その程度が著しい又は重大であると監査委員が判断した指摘事項は8件検出され、そのうち5件は支払遅延であり、これは令和3年度の定期監査において指摘事項として検出

されたものと同様の不適切な事務処理であった。

このように、複数の所属で同様の事務処理誤りが発生している理由の一つとして、過去に発生した不備の内容、原因、対応策が全庁的に周知されているにもかかわらず、他の所属で発生した事務処理誤りを我が事として捉えられていないことが考えられる。各所属においては、他の所属で発生した事務処理誤りが、自らの所属でも起こりうるという認識を持ちながらリスクを想定し、対応策を講じることが望まれる。そのためにも、内部統制推進部局及び評価部局においては、各所属が他の所属で発生した事務処理誤りを我が事として捉えていない原因を追究し対処したうえで、顕在化した不備の内容と再発防止策、有効な取組事例を各所属が十分に認識し活用することができるよう、より効果的な情報共有や注意喚起の方法を検討されたい。

2 真に有効な内部統制の確保に向けて

これまで内部統制推進部局及び評価部局は、各所属においてPDCAサイクルを回すことにより内部統制の整備及び運用に取り組むこととしており、形式的な内部統制の体制は構築されている。しかしながら依然として多くの事務処理誤りが発生しており、しかも前述のとおり過去の事案と同様の事務処理誤りが複数の所属で検出されていることから、内部統制が全ての所属において有効に運用されているとはいえない状況にある。

内部統制は組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じること、事務の適切な執行を確保する仕組であり、本市では「事務の効率的かつ効果的な遂行」、「財務報告等の信頼性の確保」、「業務に関わる法令等の遵守」、及び「資産の保全」の4つの目的を定めている。職員がこの意義や目的を理解しないまま内部統制に取り組むことによって、取組自体が目的となってしまう、実質的に内部統制が機能しない状況となるおそれがある。内部統制の取組を有効なものとするためには、個々の職員が内部統制の重要性を理解したうえで、組織的に運用していくことが必要である。

市政に対する市民からの信頼は、職員一人一人の適正な事務の執行の上に成り立っていることを重く受け止め、今後は、全ての職員の内部統制に対する意識水準を底上げすることで、真に有効な内部統制の確保に向けて取り組むことを求めるものである。

7. 例月現金出納検査

新潟市の現金の出納について、現金の収支が正確か、現金残高が出納簿の残高と一致しているかなど、毎月例日を定めて検査を行っています。

● 検査の概要

- ① 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）
毎月1回、前月末日現在の現金収支及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。
- ② 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）
毎月1回、下水道事業管理者（市長）、水道事業管理者及び病院事業管理者の所管に係る、前月末日現在の月次試算表及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

● 検査の結果

- ① 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）
会計管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。
- ② 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）
各事業管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。

8. 住民監査請求に基づく監査

新潟市の住民が、新潟市の職員等について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認める場合、これを証する書面を添えて、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講じるよう請求する制度です。

● 監査の結果

該当なし

9. 請求等に基づく監査

住民の直接請求、議会の請求、市長の要求等に基づき監査を行う制度です。

● 監査の結果

該当なし

10. 包括外部監査

市長と契約した包括外部監査人が実施した包括外部監査について、その結果に関する報告書の提出を受け、これを公表しています。

● 各年度の実施状況

年 度	包括外部監査人	包括外部監査の内容
令和6年度	公認会計士	廃棄物対策事業に係る事務の執行及び管理状況について（令和7年2月公表）
令和5年度	公認会計士	外郭団体の財務に関する事務の執行及び管理状況について（令和6年2月公表）
令和4年度	弁護士	経済政策に関する事務の執行について（令和5年2月公表）
令和3年度	弁護士	教育委員会及び市立学校における事務の執行について（令和4年2月公表）
令和2年度	弁護士	農業政策に関する事務の執行について（令和3年2月公表）
令和元年度	公認会計士	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び管理の状況（令和2年2月公表）

Ⅲ 参考

1. 関係法令・例規

① 関係法令

法 令	本文での略記
地方自治法	地自法
地方公営企業法	地公企法
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	地公財健法

※本文中での条文番号等の略記については以下のとおりです。

条：英数字 項：ローマ数字 号：漢数字

(例) 第185条の5第2項第5号 → 185の5Ⅱ五

② 関係例規

例 規	備 考
新潟市監査委員条例	制定：S39. 3.30 最終改正（施行日）：R6. 4.1
新潟市監査委員規程 （旧新潟市監査事務運営規程）	制定：H29. 3.27 最終改正（施行日）：R2. 4.1
新潟市監査委員監査基準	制定：R2. 2.28 最終改正（施行日）：R7. 4.1
新潟市監査委員事務局規程	制定：S34. 10.1 最終改正（施行日）：R2. 4.1
新潟市監査委員会議傍聴規程	制定：H16. 3.10 最終改正（施行日）：R2. 4.1
新潟市外部監査契約に基づく監査 に関する条例	制定：H11. 2.25 最終改正（施行日）：H15. 9.29
新潟市外部監査契約を締結しよう とする相手方の資格を証する書面 等閲覧規則	制定：H11. 3.16 最終改正（施行日）：H19. 9.1

2. 用語の解説

No.	用 語	概 要
1	独任制	それぞれの監査委員が独立して職務（監査）を行うこと。このため「監査委員会」ではなく「監査委員」と呼称する。ただし、監査の結果や意見の決定については、監査委員全員の「合議」による（地自法１９９Ⅻ）。
2	健全化判断比率	地公財健法で定める、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標。①実質赤字比率 ⁽¹²⁾ 、②連結実質赤字比率 ⁽¹³⁾ 、③実質公債費比率 ⁽¹⁴⁾ 、④将来負担比率 ⁽¹⁵⁾ の４指標で構成される。
3	資金不足比率	公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。
4	形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。
5	実質収支	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもの。形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。
6	普通会計	決算統計上の会計区分。本市においては、一般会計に特別会計である土地取得事業会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計及び公債管理事業会計を、各会計間の重複を調整して加えたもの。
7	実質収支比率	標準財政規模 ^(A) に対する実質収支額の割合を示すもの。財政運営の健全性を示す数値として、一般的に３～５％が望ましいとされる。

7 A	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債）の発行可能額を加算した額。
8	財政力指数	標準的な行政サービスを行うために必要な一般財源に対する税収入の割合を示すもの。値が1に近いほど財政力が強いとされる。「基準財政収入額 ^(A) ÷ 基準財政需要額 ^(B) 」の3か年平均値。
8 A	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法により算出した額。
8 B	基準財政需要額	普通交付税の算定基礎になるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政活動を行うために必要な財政需要を、一定の方法により算定した額。
9	経常収支比率	経常経費に充当した一般財源の割合を示すもの。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。「経常経費充当一般財源 ÷ (経常一般財源 + 減税補てん債 + 臨時財政対策債) × 100」。
10	義務的経費比率	歳出総額に占める義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。
11	人口	この表でいう「人口」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より、令和4年度は令和5年1月1日現在、令和5年度は令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口によるもの。
12	実質赤字比率	普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。収入に対する赤字の割合を示す。
13	連結実質赤字比率	普通会計及び公営事業会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。収入に対する地方公共団体全体の赤字の割合を示す。

14	実質公債費比率	普通会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率。借入金返済額の大きさを示す。
15	将来負担比率	市の全会計のほか一部事務組合、広域連合、地方公社、出資法人を含め、将来的に負担が見込まれる、負債（借入金）の標準財政規模に対する割合。負債が将来財政を圧迫する可能性の大きさを示す。
16	早期健全化基準	この基準値をひとつでも超えた場合、議決を伴う「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政健全化を行っていくことが必要となる。
17	有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち、建物や工作物など耐用年数のある償却資産について、耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているのかを表すもの。比率が高いほど、資産の老朽化が進んでいることを示す。
18	純資産比率	現在世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資産をどのくらい蓄積しているかを表すもの。
19	受益者負担比率	行政コスト計算書の経常収益と経常費用を比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担割合を算出したもの。この比率が高いほど、行政サービスを提供するために発生したコストが受益者負担で賄われていることを示している。
20	経営健全化基準	この基準を超えた場合、超えた企業ごとに議決を伴う「経営健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による経営健全化を行っていくことが必要となる。